

平成26年度国民体育大会東北ブロック大会兼第41回東北総合体育大会

宿 泊 要 項

1 総 則

- (1) この要項の適用対象は、平成26年度国民体育大会東北ブロック大会兼第41回東北総合体育大会に参加する選手・監督・役員・視察員・報道関係者等（以下「大会参加者」という）とする。
- (2) 福島県実行委員会事務局（以下「県事務局」という）は、宿泊に関する業務の基本方針を決定し、各会場地実行委員会事務局（以下「会場地事務局」という）に示すとともに、各会場地事務局との相互の連絡にあたる。
- (3) 県事務局は、宿泊手配等業務担当者（以下「担当者」という）と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定・割当等の業務にあたる。
- (4) 宿舎に関する紛議が生じた場合は、県事務局と担当者が調整斡旋にあたる。

2 宿泊割当の基本方針

- (1) 選手・監督・役員の宿泊は、原則として会場地市町村内に定めるものとする。
- (2) 大会参加者の宿泊割当にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - ① 宿泊は、営業宿泊施設をもって充てるものとする。
 - ② 各県ごと同一宿舎に割当たるよう配慮するが、会場地によっては競技種目・種別毎に分けることもある。
 - ③ 一人当りの宿泊に要する広さは、2畳（3.3㎡）以上とする。
 - ④ 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。

3 宿泊について

- (1) 宿泊料金及び適用期間は次のとおりとする。

① 宿泊料金

選 手 ・ 監 督	A	宿泊料金	7,560円（1泊2食付、消費税含む）
	B	宿泊料金	8,640円（1泊2食付、消費税含む）
上記以外の大会関係者		宿泊料金	8,640円（1泊2食付、消費税含む）

※宿泊施設のある市町村により、入湯税が課税される場合があります。宿泊決定通知でお知らせします。

② 適用期間

宿泊料金の適用期間は、大会期間の3日前から終了後2日までの期間とする。ただし、災害等特別な理由が生じた場合は、別途考慮する。

- (2) 宿舎での食事の時間

宿舎での食事の時間は、原則として次のとおりとし、競技の都合等で時間外に食事を希望する場合は宿舎側と個別に折衝するものとする。

朝食：午前6時30分から午前8時まで 夕食：午後5時から午後8時まで

- (3) 宿泊施設における欠食控除及び追加食事料金については次のとおりとする。

- ① 欠食の取扱いは、前日の午後7時までに申し出た場合に限り、下記料金を控除する。
- ② 食事の追加の取扱いについては、下記料金で当該宿舎に申し込むこととする。

区 分		朝 食	夕 食	備 考
選 手 ・ 監 督	A	756円	1,512円	金額はいずれも消費税を含む
	B	864円	1,728円	
上記以外の大会関係者		864円	1,728円	

③ 休憩料金

早期到着及び遅発等で部屋を使用する場合の休憩については、宿舎側との個別折衝による。

④ 宿泊料金の支払方法

各競技会開始前の指定された期日までに、申込時点の内容から算出された金額を、担当業者が発行する請求書により、指定する口座に振り込むこととする。

各競技会終了後、実績に基づき担当業者が作成・発行する精算書により精算する。

(4) 入宿前に大会参加者が宿泊を取消す場合の取消料は、次表のとおりとする。

また、取消しにあたっては各県申込責任者が直接当該宿舎及び担当業者へ速やかに連絡するものとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊予定日が8月22日の場合	宿泊取消し料金
宿泊予定日の4日前まで	～8月18日	徴 収 し な い
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日午前中まで	8月19日～8月21日午前中	宿泊料金の 50%
宿泊予定日の前日午後から 宿泊予定当日	8月21日午後～8月22日	宿泊料金の100%

※ 主会期外開催競技・種目 についても同様の扱いとする。

※ 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の取消し料金とする。

(5) 入宿後、選手・監督が競技の都合により宿泊を取消す場合の取消料は次表のとおりとする。

また、取消しにあたっては、各県申込責任者が当該宿舎へ速やかに連絡するものとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消し料金
宿泊予定日当日の正午まで	徴 収 し な い
宿泊予定日当日の正午すぎ	宿泊料金の100%

※ 但し、特別な事情で宿泊取消しの申し出が宿泊予定日当日の正午を過ぎることについて、あらかじめ当該宿舎の了解を得た場合はこの限りでない。

※ 取消した泊数にかかわらず、1人につき1泊分の取消し料金とする。

4 昼食弁当について

(1) 昼食弁当代金及び適用期間は次のとおりとする。

① 昼食弁当代金

大会参加者	昼食弁当代金 650円 (飲料付、消費税含む)
-------	-------------------------

② 適用期間

昼食弁当代金の適用期間は、大会期間の3日前から終了後2日までの期間とする。ただし、災害等特別な理由が生じた場合は、別途考慮する。

(2) 昼食弁当代金の支払方法

各競技会開始前の指定された期日までに、申込み時点の内容から算出された金額を、担当業者が発行する請求書により、指定する口座に振り込むこととする。

各競技会終了後、実績に基づき担当業者が作成・発行する精算書により精算する。

(3) 大会参加者が、申込み後に昼食弁当を取消す場合の取消料は、次表のとおりとする。

また、取消しにあたっては各県申込責任者が直接担当業者へ速やかに連絡するものとする。

昼食弁当取消しの申出区分	昼食弁当取消し料金
昼食弁当利用日前日の正午まで	徴 収 し な い
昼食弁当利用日前日の正午以降	昼食弁当代金の100%

- (4) 昼食弁当の追加
昼食弁当の追加は、弁当利用前日の正午まで、担当者へ申し込む。
- (5) 昼食弁当の配達
昼食弁当は、あらかじめ予定した時間までに各競技場へ配達することを原則とするが、諸般の事情により配達できない場合は、各県の監督と十分協議のうえ、競技に支障のないように配慮する。

5 宿泊及び昼食弁当の申込みについて

- (1) 宿泊及び昼食弁当申込みは次のとおりとする。
 - ① 各県の競技団体は、担当業者の申込システムを利用して、必要事項を入力する。
 - ② 各県本部役員宿泊については、主会期のみ申込システムを利用することとし、主会期外は、直接担当者へ申し込むこととする。
- (2) 申込み期限
 - ① 主会期開催競技 平成26年7月23日(水)【必着】
 - ② 主会期外開催競技 当該競技の実施要項による。

6 その他

- (1) 貴重品の取扱いについては、盗難防止のうえから十分配慮する。
- (2) 食中毒防止のため、外部からの食品の持ち込みを禁止する。
- (3) 宿舎の門限は、原則として午後10時とする。
- (4) 入浴時間は、原則として午後5時から午後10時までとし、競技の都合等で時間外に入浴を希望する場合は宿舎側と個別に折衝するものとする。